

◎佐賀県条例第5号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(生理休暇)</p> <p>第15条 <u>女子職員</u>が生理日の勤務が著しく困難として<u>生理休暇</u>を請求した場合は、2日を超えない範囲内において<u>生理休暇</u>が与えられる。</p> <p>(産前産後通院休暇)</p> <p>第16条 妊娠中又は産後1年以内の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため産前産後通院休暇を請求した場合は、次の各号に掲げる区分によりそれぞれ当該各号に定める回数（当該保健指導又は健康診査を行う医師等に特別の指示を受けた場合には、いずれの区分についてもその指示された回数）で、1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間の産前産後通院休暇を与えることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(妊娠通勤緩和休暇)</p> <p>第17条 妊娠中の<u>女子職員</u>が交通機関を利用して通勤している場合において、その交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときは、当該職員の請求により、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間の妊娠通勤緩和休暇を与えることができる。</p> <p>(妊娠障害休暇)</p>	<p>(フェムケア休暇)</p> <p>第15条 <u>女性職員</u>が生理日の勤務が著しく困難として<u>フェムケア休暇</u>を請求した場合は、2日を超えない範囲内において<u>フェムケア休暇</u>が与えられる。</p> <p>(産前産後通院休暇)</p> <p>第16条 妊娠中又は産後1年以内の<u>女性職員</u>が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため産前産後通院休暇を請求した場合は、次の各号に掲げる区分によりそれぞれ当該各号に定める回数（当該保健指導又は健康診査を行う医師等に特別の指示を受けた場合には、いずれの区分についてもその指示された回数）で、1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間の産前産後通院休暇を与えることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(妊娠通勤緩和休暇)</p> <p>第17条 妊娠中の<u>女性職員</u>が交通機関を利用して通勤している場合において、その交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときは、当該職員の請求により、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間の妊娠通勤緩和休暇を与えることができる。</p> <p>(妊娠障害休暇)</p>

改正前	改正後
<p>第18条 妊娠中の<u>女子職員</u>がつわりのため勤務することが困難な場合は、当該職員の請求により、7日を超えない範囲内で必要と認められる期間の妊娠障害休暇を与えることができる。 (産前休暇及び産後休暇)</p> <p>第19条 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定の<u>女子職員</u>が産前休暇を請求した場合及び産後8週間は、医師又は助産師の証明書等に基づき、産前休暇及び産後休暇が与えられる。 (育児休暇)</p> <p>第21条 生後満2年に達しない子を育てている<u>女子職員</u>がその子を保育するため育児休暇を請求した場合は、1日につき、2回を超えず、かつ、合計90分を超えない範囲の育児休暇が与えられる。</p> <p>2 生後満2年に達しない子を育てている<u>男子職員</u>がその子を保育するため育児休暇を請求した場合は、1日につき、2回を超えず、かつ、合計90分以内で人事委員会規則で定める期間を超えない範囲の育児休暇を与えることができる。</p>	<p>第18条 妊娠中の<u>女性職員</u>がつわりのため勤務することが困難な場合は、当該職員の請求により、7日を超えない範囲内で必要と認められる期間の妊娠障害休暇を与えることができる。 (産前休暇及び産後休暇)</p> <p>第19条 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定の<u>女性職員</u>が産前休暇を請求した場合及び産後8週間は、医師又は助産師の証明書等に基づき、産前休暇及び産後休暇が与えられる。 (育児休暇)</p> <p>第21条 生後満2年に達しない子を育てている<u>女性職員</u>がその子を保育するため育児休暇を請求した場合は、1日につき、2回を超えず、かつ、合計90分を超えない範囲の育児休暇が与えられる。</p> <p>2 生後満2年に達しない子を育てている<u>男性職員</u>がその子を保育するため育児休暇を請求した場合は、1日につき、2回を超えず、かつ、合計90分以内で人事委員会規則で定める期間を超えない範囲の育児休暇を与えることができる。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。